平成２６年（フ）第３９２号
鹿児島県鹿児島市宮之浦町1222番地12　ペルソナＡ101号
債務者　松尾　清隆
1　決定年月日時　平成26年12月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５３５号
栃木県栃木市本町14番34号　レジデンシア蔵の街Ａ棟102
債務者　早乙女誠司
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３６号
栃木県栃木市本町14番34号　レジデンシア蔵の街Ａ棟102
債務者　早乙女　優
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４３号
東京都八王子市片倉町40番地13　エスプリ片倉1012号、前住所栃木県鹿沼市幸町２丁目７番６号山崎アパート　へ室
債務者　有泉　裕次
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５４４号
栃木県鹿沼市旭が丘135番地94
債務者　梅宮　賢一
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第９０号
栃木県栃木市都賀町平川116番地２
債務者　藤牧　哲也
1　決定年月日時　平成26年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２６年（フ）第４７９号
岡山市中区東川原269番地７東川原荘209号
債務者　髙田　史朗
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９２号
岡山市北区吉備津1407番地15プリムローズＳ―101号室、住民票上の住所岡山市南区藤田676番地21
債務者　山下　晃平
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第２８３号
茨城県つくば市手子生1046番地の２
破産者　株式会社学園化学クリーニング
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２８７号
茨城県土浦市大和町４番16号
破産者　有限会社冨久善分店
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１０５号
茨城県つくば市竹園３丁目５番地１デュオヒルズつくば竹園1014号
破産者　株式会社Ｓ．Ａ．Ｐ
1　決定年月日　平成26年12月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１５３号
札幌市西区発寒３条１丁目２番10号
破産者　有限会社札幌介護プラザ
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０３号
北海道標津郡中標津町字当幌1323番地４
破産者　中畑建設株式会社
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
福島県喜多方市豊川町一井字中谷地1838番地５
破産者　株式会社白岩
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
最後の住所福島県喜多方市一本木下7817番地６
破産者　亡渡邊愼太郎相続財産
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第１５５号
群馬県高崎市八島町32番地７三笠第２ビル４階
破産者　株式会社ワイルドサイド
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２８号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡４丁目１番28号
破産者　京花紙業株式会社
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４１２号
埼玉県所沢市大字上山口137番地の１
破産者　株式会社とんこくフードシステムズ
1　決定年月日　平成26年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部